

(別添)

「令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります！！」等の正誤表

「令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります！！」及び「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります」につきましては、次のとおり、2ページの「令和2年分に限っては、」に記載している電子帳簿保存の承認申請書の提出期限に誤りがありますので訂正いたします。(赤枠囲みの箇所)

令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります！！(2ページ)

誤	<p>令和2年分に限っては、 令和2年9月29日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。</p>
正	<p>令和2年分に限っては、 令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。</p>

令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除額の適用要件が変わります(2ページ)

誤	<p>令和2年分に限っては、 令和2年9月29日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができます。</p>
正	<p>令和2年分に限っては、 令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができます。</p>